

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、おきぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」という）ができます。

- ① 普通預金
- ② 新型期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)（スーパー定期）および自由金利型定期預金(大口定期)（以下これらを「定期預金」という）
- ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱いします。

(4) 積立式定期預金に関する取引については、この規定の定めによるほか、当行の積立式定期預金規定により取扱いします。

2. (取扱いの範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む）ができます。

(2) 新型期日指定定期預金および自由金利型定期預金（M型）の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成される預金の預入れの場合を除く）

自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱いします。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。

ただし、新型期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に新型期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を本店に申出てください。ただし、新型期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を本店に申出てください。

4. (積立式定期預金の預入れ)

口座振替の方法によりこの総合口座の普通預金から、この総合口座の積立式定期預金に預入れられる場合、振替日にこの普通預金の残高が零未満になるときは、ご通知することなくその回の振替はいたしません。

5. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(また署名)により記名押印(また署名)して、この通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当座預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しすることができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。

6. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「限度額」という）は、この取引の定期預金等の合計額の90%（千円未満は切捨てます）または当行所定の金額のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額が決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

この取引の定期預金には、その合計額について当行所定の金額を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金複数ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順次に従い担保とします。

(3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前各号の場合貸越金が新額をこえることとなるときは、直ちに新額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる定期預金等についての担保権が引き続き存続するものとします。

9. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまた貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は、次の通りとします。

- A. 新設期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その新設期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B. 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がほしい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額について解約があった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行の定めた日からとします。

(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14% (年365日の日割計算) とします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったときまたは、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元金金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が郵または送付書類を送った場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印鑑を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者が盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がなくとも、それらを支払ってください。
 - ① 支払の停止または破産、和議開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元金があるときは、当行からの請求がほしい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. (盗難通帳による払戻し等) ※個人のお客様のみ

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し (以下、本条において「盗戻し」という) については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への告知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ告知が行われた日の30日 (ただし、当行に告知することができぬやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします) 前の日以降にほされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額 (以下「補てん対象額」といいます) を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失 (重過失を除く) があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権が消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれかに該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ当行本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
- なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途定期預金の証書（通帳）を発行します。
- (2) 前14条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 第1項のほか、次の各号のいずれに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申請時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは非組織系暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

17. (差引計算書)

- (1) この取引による債務を履行しなければならぬ場合には、当行は、次の通り取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および預金金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

18. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行が預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金が第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極変額をこえることとなるときは、新極変額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当致します。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割月料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 本規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保奨機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに当該通知が預金者の意思によらないで届送されたときを除く。）に限りします。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に心し、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続期間の預金にあたっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 異動事由（前条において「異動事由」として掲げる事由をいいます）
 - B. 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保奨機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに当該通知が預金者の意思によらないで届送されたときを除く。）に限りします。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制廃止、仮差押えまたは国税徴収処分（その列による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日

22. (この取引に係る資金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかの日将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱いします。

以上

(平成30年1月1日)